

# 野外焼却は禁止されています!

廃棄物処理法では、「**焼却禁止の例外**」を除き、何人も廃棄物を焼却してはならないと厳しく規制しています。

そのため、家庭や事業場から出た廃棄物を野焼き又はドラム缶や一斗缶などで焼却することはできません。

また、**小型焼却炉**であっても、**法で定められた構造基準を満たさないものは使用できません。**



## このようなごみの焼却はできません!



野外焼却は罰則の対象となり、**5年以下の懲役**もしくは**1,000万円以下の罰金**又はこの併科、**法人はさらに両罰規定で3億円以下の罰金**に科せられます。

### 焼却禁止の例外

廃棄物処理法に定められた処分基準に従って行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境課にお問合せ下さい。</li> <li>※産業廃棄物処理施設(法第15条第1項)の場合、例示以外の基準も適用されます。</li> </ul>	
他の法令又はこれに基づく処分により行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜伝染病予防法に基づく死体の焼却など</li> <li>・あへん法によるあへんの焼却など</li> </ul>	
次に挙げるもので、 <b>公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である</b> 場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却</li> <li>②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却</li> <li>③風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却</li> <li>④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却</li> <li>⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの</li> </ol>	河川敷の草焼き、道路敷の草焼きなど 災害等の応急対策、火災予防訓練など 「しめ縄、門松等」を焚く行事など 焼き畑、あぜの草及び下枝の焼却、魚網にかかった魚介類の焼却など 落ち葉焚き、キャンプファイヤー

例外規定に該当する焼却であっても、近隣への迷惑になる場合は、行政指導の対象になることがあります。